HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1681/82年「帝国軍制」について ： 17世紀後半のドイツにおける帝国防衛体制
Author(s)	求馬, 久美子
Citation	西洋史論集, 1, 34-59
Issue Date	1998-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37416
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_34-59.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

一六八一／八二年「帝国軍制」について
―一七世紀後半のドイツにおける帝国防衛体制―

求馬久美子

はじめに

一六八一年から八二年にかけて出された、帝国の軍事体制の整備に関する帝国議会の諸決定は、帝国国制史研究において、通常「帝国軍制Reichskriegsverfassung」[1]と呼ばれている。一七世紀後半の帝国は、東はオスマン・トルコ、西はフランスの圧迫を受けて、深刻な対外的危機に直面していた。特に、弱小等族の集中する帝国の西南部地域では、安全保障のための超領邦的な協力体制が必要となっていた。そのため、地域的な同盟によって帝国等族が集団的に安全保障をはかる傾向が生じた。一方で、一部の大等族はこの時期まさに常備軍を創設して独自の軍事・外交政策を展開しつつあった[2]。しかしまた、これらの動きと並行して、帝国全体で何らかの有効な安全保障体制を整えることが模索されてきた。この課題は当時、"punctus securitatis publicae"（「公の安全問題」）という問題意識の下で取り組まれ、すでに長年にわたって議論が重ねられてきた事柄であった。これに対して一定の結論を与えたのが一六八一／八二年「帝国軍制」の制定である。

この「帝国軍制」は、史料中に「共同の防衛」「共同の救助」等の言葉が繰り返し述べられていることからも明らかなのであるが、積極的・能動的な対外政策の手段としての軍事制度の形成を意図したものではなく、何らかの具体的な対外的脅威が生じたときに共同で防衛し、帝国の平和を維持するという受動的な目的意識によって貫かれている。帝国外からの大規模な攻撃に対する帝国防衛体制の整備の問題は、既に一五世紀前半のフス戦争の過程で明白となった伝統的レーン召集軍制の破綻[3]、そして一六世紀以降激化するオスマン・トルコの侵攻以来、常に懸案となってきた事柄であった。確かに帝国改造の所産である一五五五年の帝国執行令は、帝国クライス制度をラントフリーデ維持の機関として整備し、皇帝の主導権を広範に排除する形で、帝国構成員の自律的な相互協力によって平和共存をはかる体制を法制化した[4]。しかしそれは、本来帝国内の平和維持を念頭に置いたものであり、帝国

外からの大規模な攻撃に対して帝国全体であたる防衛戦争に対応するものではなく、クライスの管轄は帝国内の平和の維持に限られていた。そのため、対外戦争の場合は直接帝国議会において対応が審議され、その都度様々な援助形態で臨時の帝国軍が編成されていた。[5] もっとも帝国クライスが、帝国防衛に全く関与しないということはなく、クライス制が定着し活性化するにつれて、等族による援助提供をとりまとめる機関として頻繁に利用されるようになる。しかし、それはあくまでもその都度の決定によって臨時に利用されたのであり、クライスに基礎を置く帝国防衛体制が法的に確定したわけではなかった。そして三十年戦争による混乱の後、一六四八年のヴェストファーレン条約は、改めて帝国執行令の有効性を確認するとともに（オスナブリュック条約第八条四項）、帝国の平和の再確立のために、次に開かれる帝国議会で帝国クライスの再編作業を行うことを命じたが（同条約第八条三項、第一六条二項、第一七条八項）、ここでもやはり、帝国防衛体制の問題とクライスとの関係は触れられないまま残されていたのだった。しかしその後開かれた一六五三／五四年帝国議会において、クライス再編をめぐる議論の中で、クライスに基づく帝国防衛体制の整備の構想が帝国議会の審議対象とされるようになる。[6] ところが一六六三年以降のいわゆる永久帝国議会においては、対トルコ戦争の遂行方法をめぐる審議の過程で、クライス単位で徴募される軍ではなく、武装等族の保持する常備軍で構成する常備帝国軍創設の構想が出され、長く続く論争が生じた。[7] しかし結局、その後高まってきたフランスの軍事的脅威を受けて六年間に限って組織された帝国軍はクライスを単位として徴募されることになり、[8] そして一六八一／八二年の「帝国軍制」によって、帝国防衛の際クライスを帝国軍の徴募・維持の基礎単位とすることが確定し、その後の帝国戦争の際の規範となる。

「帝国軍制」は、ハルトゥングが「帝国最後の大改革」と評したように、ヴェストファーレン条約以降の帝国史の概説的記述において必ず言及される対象である。[9] しかし、帝国議会における「帝国軍制」の審議と決定の過程の詳細、さらに決定内容の各クライスにおける実施状況も含んだ、「帝国軍制」についての包括的な研究は未だなされていない。もっとも、「帝国軍制」の枠組みは、大領邦が所属する帝国北部の諸クライスでは意味を持たず、西南部の諸クライスでのみ定着したということが今日までの一般的な見解となっている。[10] つまり「帝国軍制」は帝国全体を包括する体系的な軍事制度の形成にはつながらなかったのであり、このことが「帝国軍制」に対する関心の低さをもたらした要因の一つとなっていると思われる。[11] しかしながら、近年盛んな近世帝国国制の再検討の動向の中で、このときの決定自体が持つ帝国国制史上の意義について、様々なアプローチの下でいくつか言及がなされている。中でも重要なものとして、皇帝の軍制政策との関係で論じたアンガーマイアーの研究、[12] 帝国の政治秩序構造との関係で論じたアレティンの研究、[13] 永久帝国議会の機能との関係であつかったヴェンケバッハ、[14] シンドリング[15]の研究、クライス連合形成の法的基盤との関係で論じたヴンダーの研究、[16] そして「国制と軍制」の相互連関という観点から論じたノイハウスの研究[17]などを挙げることができる。これらの研究においては、主に「帝国軍制」の内容が皇帝と帝国等族、及

び帝国等族相互の権力関係にとって持つ意味に注意が向けられているのであるが[18]、しかしそれらの議論は各クライスのレベルでの実態に即した考察を伴うものではない。また、帝国崩壊まで活発に活動した一部のクライスに関しては、軍事組織の発展についての研究が存在するものの[19]、特にこの「帝国軍制」との関連、さらにそこでの皇帝や武装等族、他のクライスとの関係といった文脈の中で論じることを第一の課題としているわけではない。それゆえ、「帝国軍制」が皇帝と帝国等族、及び帝国等族相互の関係にとって持つ意義については、広く北ドイツの武装等族も含めた帝国の各地域において、「帝国軍制」の決定内容がその後の実際の場面でどのように処理されていくのかという具体的な過程の分析を通じて考察される必要があるだろう。

本稿は、このような課題に取り組むための準備作業として、まず一六八一／八二年の「帝国軍制」の決定内容を紹介しつつ、そこにおいて決められた帝国防衛体制の基本的枠組みと、そこに見られる特徴を把握することを主要な課題とする。ただし「帝国軍制」は、何かあるまとまった一つの法令文書の形態で制定されているわけではなく、「公の安全問題」に関する一六八一年一月一七日の皇帝の提案を受けて、八一年から翌八二年にかけて行われた議会と皇帝の間のやりとりを経て形成されたものである。それゆえ「帝国軍制」の決定内容の全体像は、これを直接構成する六つの帝国具申だけでなく、最初の皇帝提案、それに対して出された帝国具申、さらにそれに対する皇帝側の意見表明といった審議の流れの中で理解される必要があると思われる。そこでまず、これらも含めた一四の帝国議会文書について、文書の日付順に内容紹介を行う[20]。そして次に、「帝国軍制」が定めた帝国防衛体制の基本的な枠組みについて考察する。

註

（1）「帝国軍制Reichskriegsverfassung」という用語に関しては、研究者の間で、次の二通りの使い方がみられる。一つは、「帝国の軍制、帝国の軍事体制」という一般的で広い意味においてであり、もう一つは、「〝公の安全問題〟に対応するために、一六八一年五月から一六八二年三月までに出され皇帝の承認を受けた六つの帝国具申、或いはそれに基づく軍事体制」という具体的で狭い意味においてであって、本稿でもこの狭い意味で使用している。また、研究者によっては、一六八一／八二年「帝国軍制」による軍事体制を「一六八一年の帝国軍備 Reichsarmatur」と呼んだり、特に六つの帝国具申を「帝国防衛令 Reichsdefensionalordnung」と呼んだりする例がみられる。一方、当時の帝国議会史料においては、「〝公の安全問題〟への対応」が議論される際、"Reichskriegsverfassung"ではなく、単に"allgemeine Reichs-Verfassung"と呼ばれていることが最も多く、また"Reichs-Defensions-Verfassung"ないし"Reichs-Defensional-Verfassung"という言葉が用いられている場合もある。A・シンドリングによれば、この意味での"Reichskriegsverfassung"の使用例は、一七世紀の史料中にはごく稀にしか見られず、後の時代になって定着した。また、当時"Verfassung"という概念は、もっぱら軍事的分野における措置や設備を意味していた。A. Schindling, *Die Anfänge des Immerwährenden Reichstags zu Regensburg : Ständevertretung und Staatskunst nach dem Westfälischen Frieden*, Mainz 1991, S.208 Anm.88.

（2）この当時、独自に常備軍を保有していた等族は「武装等族 armierten Stände」と呼ばれ、大抵は複数のクライスに所属していた。R・フェスターは、当時このような複数クライスに属した武装等族として、ブランデンブルク、ブラウンシュヴァイクの諸家門、クールマインツ、トリアー、ヘッセン＝カッセル、クールザクセン、バイエルンの名を挙げている。R. Fester, *Die armierten Stände und die Reichskriegsverfassung (1681-1697)*, Frankfurt a.M. 1886, S.36. 一方、自己の軍隊を持たない等族は「非武装等族nicht

armierten Stände」と呼ばれる。

（3）フス派討伐のために差し向けられた十字軍は相次ぎ敗北を喫した。一四三一年八月一四日のタウスの戦いでの敗北をもって、一般にレーン軍制の終焉とされている。Papke, Von der Miliz zum Stehenden Herr, S.238.

（4）帝国クライスとは、一五五五年帝国執行令において、帝国のラントフリーデ維持のために整備された機関である。帝国執行令が定める体制では、等族は所属するクライスにおいて、相互に協力しあってラントフリーデ維持にあたり、一つのクライスの力では不十分な場合は、近隣にある複数のクライスで協力して対応することになっていた。この体制では、個々のクライスは一つの自立的機関として設定されており、皇帝は個々のクライスに関与する権限を持たない。ただし、ラントフリーデ侵犯事件が六個以上のクライスを巻き込むほど、あるいは一〇個のクライス全てをもってしても対応できないほど大規模な場合、皇帝に一定の権限が付与されている。また一五五五年の決定では、クライスは対外防衛の任務を負ってはいなかった。しかしその後の追加決定に依って、現実には対外防衛にも利用されるようになっていた。このようなクライスの歩みからみれば、「帝国軍制」の制定は、ラントフリーデの維持から対外防衛へという、帝国クライスの任務の拡大であるということができる。帝国クライス制度についての主な邦語文献としては、渋谷聡「近世ドイツ国制と帝国クライス制度―十六世紀末における帝国収税長官の対トルコ防衛政策をめぐって―」（『史林』七四巻一号、一九九〇年）、同「一六世紀末対トルコ戦争とドイツ帝国クライス制度―シュヴァーベン・クライスにおける遠征軍の組織と管理をめぐって―」（『西洋史学』一六三号、一九九一年）、同「永久帝国議会とクライス制度　一六六二―一六六四年」（島根大学法文学部紀要　社会システム学科編　第一号、一九九六年）（以下、渋谷「永久帝国議会とクライス制度」と略記）、中村賢二郎「神聖ローマ帝国と帝国クライス制度一五〇〇―一五五五年」（同編『国家―理念と制度―』京都大学人文科学研究所報告、一九八九年）、山本文彦『近世ドイツ国制史研究―皇帝・帝国クライス・諸侯』（北海道大学図書刊行会、一九九五年）（以下、山本『近世ドイツ国制史研究』と略記）が挙げられる。

（5）基本的には、帝国議会において皇帝から帝国等族に対し帝国援助の要請がなされた後、まず援助を行うべきか審議し、援助提供が決まると次に援助の方法（兵員か貨幣か）、そして援助の規模と期間を決定する。帝国等族は一五二一年の帝国台帳に騎兵数と歩兵数で記載されている各自の割当数（貨幣提供の場合は騎兵一人につき一二グルデン、歩兵一人につき四グルデンとして換算）を基礎単位とし、それを倍数化した額を提供する。ただし、帝国等族の中には台帳の割当額に対して不満をもつものが多く、帝国援助のたびに修正要求が出されて審議停滞の原因となったため、帝国台帳修正問題はその後長年にわたる懸案となった。帝国台帳制度の成立と展開については、山本『近世ドイツ国制史研究』、「第二章第三節　帝国財政」に詳しい。

（6）このときの審議では、帝国執行令の体制を帝国防衛の基礎とし、執行令の条文を帝国防衛という課題に適応するように改革すること、そして領邦等族も帝国防衛の負担には無条件で応ずべきことで合意した。しかしこのうち後者については、かの有名な一六五四年の「最後の帝国最終決定」第一八〇条として結実したが、前者の執行令改革については意見がまとまらず実現しなかった。詳細については、A. Müller, *Der Regensburger Reichstag vom 1653/54: Eine Studie zur Entwicklung des Alten Reiches nach dem Westfälischen Frieden*, Frankfurt a. M. 1992, S.387-406. を参照。

（7）一六六三年に召集された帝国議会は、もともとオスマン・トルコとの戦いのための援助の要請を第一の目的としたものであった。このとき皇帝レオポルト一世は、伝統的な方法、つまり帝国台帳にもとづいた、貨幣によるそのつどの援助提供を望んでいたが、それに対しマインツ選帝侯が、今回のトルコのみならず、あらゆる対外的脅威に対応しうる帝国防衛体制の確立を要求して議論がはじまった。その際、マインツ選帝侯は、一六五三／五四年帝国議会で予定されていた、帝国執行令改革を通じたクライス制にもとづく防衛体制の整備という方向性に反対し、かわりに、武装等族の保持する常備軍からなる常備帝国軍創設を提案したのだった。詳細に関しては、Schindling, *Die Anfänge des Immerwährenden Reichstags*, S.55-72を参照。

（8）一六六七年、フランスのスペイン領ネーデルラントへの侵攻によってはじまった「帰属戦争」は、帝国内にフランスに対する警戒感をうみだし、一六六九年に六年間に限って三〇〇〇〇人の規模の帝国軍を徴募・維持することが決めら

れ、これは一六七二年以降の「オランダ戦争」に動員された。このとき古くからの台帳修正問題による審議の滞りを回避するため、帝国議会において、各クライスに対し割当数を上から定めてその徴募を委ねるという方法がとられ、「帝国軍制」に対して先例を提供した。Wenkebach, *Bestrebungen zur Erhaltung*, S.55-72.

(9) F・ハルトゥング著　成瀬治・坂井栄八郎訳『ドイツ国制史』（岩波書店、一九八〇年）二一〇―二一一頁。この他にヴェストファーレン条約以降の帝国史について知ることのできる邦語文献として、G・エストライヒ「帝国国制とヨーロッパ諸国家体系」F・ハルトゥング・R・フィーアハウス他著、成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』（岩波書店、一九八二年）、坂井栄八郎「十八世紀のドイツ」『岩波講座世界歴史17』（岩波書店、一九七〇年）、同「一六四八年以後の帝国と領邦」『世界歴史大系ドイツ史2』（山川出版社、一九九六年）、村上淳一「『良き旧き法』と帝国国制（一）（二）（三）」（『法学協会雑誌』九〇（一〇、一一）九一（一二）、一九七三、七四年）、同「国家の概念史における帝国と領邦」吉岡昭彦・成瀬治　編『近代国家形成の諸問題』（木鐸社、一九七九年）。

(10) 「帝国軍制」に関する主な参考文献としては、さしあたり以下のものが挙げられる。H. Angermeier, Die Reichskriegsverfassung in der Politik der Jahre 1679-1681, *Zeitschrift für Rechtsgeschichte, G.A.82* (1965), S.190-222（以下Angermeier, "Die Reichskriegsverfassung"と略記）；K. O. v. Aretin, *Das Reich. Friedensgarantie und europäisches Gleichgewicht 1648-1806*, Stuttgart 1986.（以下 Aretin, *Das Reich*）；Ders., *Das Alte Reich 1648-1806, Bd.1; Föderalistische oder hierarchische Ordnung (1648-1684)*, Stuttgart 1993（以下 Aretin, *Das Alte Reich*）；P. Dirr, *Zur Geschichte der Reichskriegsverfassung und der Laxenburger Allianz*, Diss. Phil. Erlangen 1901；R. Fester, *Die armierten Stände und die Reichskriegsverfassung (1681-1697)*, Frankfurt a.M. 1886（以下 Fester, *Die armierten Stände*）；M. Jähns, "Zur Geschichte der Kriegsverfassung des Deutschen Reiches," in: *Preußische Jahrbücher* 39 (1877), S.1-28, 113-140, 443-490（以下Jähns, "Zur Geschichte der Kriegsverfassung"）；H. Neuhaus, "Das Problem der militärischen Exekutive in der Spätphase des Alten Reiches," J.Kunisch (hrsg.), *Staatsverfassung und Heeresverfassung in der europäischen Geschichte der frühen Neuzeit*, Berlin 1986, S.297-346（以下 Neuhaus, "Das Problem der militärischen Exekutive"）；G. Papke, Von der Miliz zum Stehenden Herr. Wehrwesen im Absolutismus, in: Militärgeschichtlichen Forschungsamt (hrsg.), *Handbuch zur deutschen Militärgeschichte 1648-1939* Bd.1, München 1979, S.236-256（以下Papke, Von der Miliz zum Stehenden Herr）；A. Schindling, *Die Anfänge des Immerwährenden Reichstags zu Regensburg : Ständevertretung und Staatskunst nach dem Westfälischen Frieden*, Mainz 1991（以下Schindling, *Die Anfänge des Immerwährenden Reichstags*）；H. Weigel, *Die Kriegsverfassung des alten Deutschen Reiches von der Wormser Matrikel bis zur Auflösung*, Diss. Phil. Erlangen 1912（以下Weigel, *Die Kriegsverfassung des alten Deutschen Reiches*）；H. Wenkebach, *Bestrebungen zur Erhaltung der Einheit des Heiligen Römischen Reiches in den Reichsschlüssen von 1663 bis 1806*, Aalen 1970（以下Wenkebach, *Bestrebungen zur Erhaltung*）；B. Wunder, "Die Kreisassoziationen 1672-1748," in: *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins 128* (1980), S.167-266（以下Wunder, "Die Kreisassoziationen"）；渋谷聡「永久帝国議会をめぐる研究の現状」（『西洋史学』一八二号、一九九六年）三二―四四頁（以下、渋谷「永久帝国議会」と略記）、同「永久帝国議会とクライス制度」。

(11) H. Neuhaus, *Das Reich in der frühen Neuzeit*, München 1997, S.100.

(12) Angermeier, "Die Reichskriegsverfassung".「帝国軍制」の帝国議会での公式的な審議は、皇帝が一六八一年一月一七日の皇帝委任官教書において、「帝国軍制」原案の提案を行ったことによって開始された。ただしこのような皇帝の提案に至る前には、皇帝側から帝国内の有力諸侯への事前の打診・意見交換が行われており、アンガーマイアーはこの過程を追っている。その際アンガーマイアーは、事前協議において皇帝は、「全帝国における皇帝の軍事高権を国制上確保すること」、「軍事政策、戦争遂行、軍事的財源に関する絶対的で自由な立場を獲得すること」を軍制政策における第一の目標にしていた、と

考える。そしてそれを可能にするような法案に対する有力諸侯の同意を事前協議において取り付けようとしたが、それが叶わず不本意な形での提案を余儀なくされ、皇帝の政策は失敗に帰した、と理解している。

(13) Aretin, *Das Reich*, bes. S. 184–193; ders., *Das Alte Reich*, bes. S. 286–297. アレティンは、一六四八年以降の帝国が、なぜ一部の強大な等族による一種の国家同盟に移行せず、弱小の等族も存続し得たのかという問題意識から、この時期の帝国国制史の展開を、「階層制的秩序」と「連邦制的傾向」の併存とその葛藤という観点で考察する。アレティンによれば、「階層制的秩序」を擁護したのは、皇帝及び単独では自己を守ることができない弱小の非武装等族であり、一方、「連邦制的傾向」の担い手となったのは、常備軍を保持し強大化しつつある武装等族であった。そしてアレティンは、ヴェストファーレン条約によって指し示された連邦制的傾向は、結局、帝国の伝統的な階層制的秩序に勝利することはなかったとし、それに寄与したものとして、非武装等族に存続の基盤を与えたクライスの活動と皇帝の積極的な諸政策に注目する。アレティンの言う二つの方向性の葛藤は、帝国軍の組織化を巡る争いに最も如実に現れた。武装等族は、帝国軍を武装等族の常備軍からなる連合軍の形態にする事を望んだのだが、それに対抗して皇帝は、帝国軍の編成の基盤をクライスに求めたのだった。クライスは非武装等族に共同での武装の能力を与え、それを基盤としてフランスの攻撃及び武装等族の圧迫に対抗することを可能にし、同時に帝国における皇帝の勢力の維持をもたらすものであった。このような理解の下にアレティンは、「帝国軍制」の制定を皇帝政策の大きな成果であり、帝国における階層制的構造の維持を決定付けたものとして評価している。

(14) H. Wenkebach, *Bestrebungen zur Erhaltung*, bes. S. 73–85. ヴェンケバッハは、従来ヴェストファーレン条約以降の帝国の遠心的傾向を象徴するものとして否定的な評価を与えられがちであった、永久帝国議会の活動を立法の分野において再検討する。そして、皇帝と帝国議会は、最終決定という形ではなくとも、おびただしい数の帝国具申とそれに対する皇帝の承認というやりとりを通じて、帝国の統一の維持に努力していたとし、「帝国軍制」の制定はその成果であるとして高く評価している。

(15) Schindling, *Die Anfänge des Immerwährenden Reichstags*, bes. S. 208–215. このシンドリングの著作の課題は、一六六三年に召集された帝国議会の永続化の原因と過程、およびそこでみられる帝国議会の機能転換を、一六六三年から一六八四年までの約二〇年間にわたる経過を検討することによって明らかにすることにある。シンドリングによれば、帝国議会の永続化には次の二つの要因が存在する。一つはヴェストファーレン講和に由来する「保留問題 negotia remissa」の存在であり、もう一つは「保留問題」の最終決定の回避を目指した皇帝による巧みな対議会政策である。「保留問題」とは、オスナブリュック条約第八条第三項中に挙げられている、ローマ王選挙や永久選挙協約の問題をはじめとしたプロテスタント諸侯主導の国制改革につながる課題のことであり、条約締結後の帝国議会においてこれらの問題の解決をはかることが指示されていた。しかし一六五三／五四年の帝国議会では解決されず、さらにこのとき新たに「公の安全問題」との関係で帝国執行令の改革問題が「保留問題」に追加されて、それ以降に持ち越しとなっていたのだった。そして一六六三年以降の帝国議会では常にこの「公の安全問題」の解決のための体制づくりが発展の鍵になる位置を占め、皇帝は自己に不利な提案には常に対案を出すことによって最終的な決定を回避し、次第に皇帝の主導権が保存される形での暫定的解決（即ち「帝国軍制」の制定）でもって議論を終息させたとしている。この著作を中心とした永久帝国議会についての近年の研究動向については、渋谷「永久帝国議会」において整理・紹介されている。

(16) Wunder, "Die Kreisassoziationen". クライス連合（Kreisassoziation）とは、一七世紀の後半以降、主に西南部に位置する帝国クライスの間で期限付きで数次にわたり成立した、軍事的相互援助を目的とする結び付きをさす。一六四八年以降の時代には、「ヴェストファーレン条約の維持」を大義名分とし、条約で認められた同盟権を行使して数々の同盟が結成され、クライス連合も一連の等族同盟の流れの延長線上で理解されることが多い。しかしB・ヴンダーは、クライス連合は結成に当たってその法的根拠を一五五五年帝国執行令におけるクライス間の自主的な相互援助規定に求めていることを指摘する。その上で、クライス連合はヴェストファーレン条約において認められたような等族の同盟とは性格を異にする独特の同盟タイプであり、帝国執行令を基礎に、特に一七世紀後半の諸状況に影響を受けて生じた、帝国執行令の体制の発展形態で

あると主張する。その際ヴンダーは、「帝国軍制」の制定は、クライスレベルでの軍事力保持を義務付けたことにより、クライスの自律的行為能力を高め、一七世紀後半のクライス連合の形成を促したとしている。

(17) Neuhaus, "Das Problem der militärischen Exekutive". ノイハウスはこの論考で、「帝国国制」と「帝国の軍制」の相互依存関係という観点から近世における帝国の軍制について概観するとともに、特に一八世紀における、常備軍不在にもかかわらず恒常的に任命された「常設帝国将官」の出身層を検討し、この官職が帝国におけるハプスブルク家の影響力安定化の手段として機能していたと主張する。一六八一／八二年「帝国軍制」については、これを現状維持的で平和的であり、かつ対外政策上の野望や軍事力に関心がない身分制国家という帝国の基本的性格に規定されたものと特徴付けている。

(18) ただしその解釈は、ヴェストファーレン条約以降の帝国国制或いは皇帝権に対するそれぞれの論者の理解と密接に結びつき、立場によって違いを見せている。特に顕著なのが、「帝国軍制」制定における皇帝政策の評価をめぐるアンガーマイアーとアレティンの見解の相違である。アンガーマイアーは、皇帝の軍制政策の目標を、帝国における皇帝の権力的地位と帝国等族に対する支配権力を回復することにおいていたという立場に立つため、「帝国軍制」は皇帝に軍事政策・戦争遂行・軍事的財源に関する絶対的で自由な立場の獲得を可能にするような内容とはならなかったとして、皇帝の政策は失敗に帰した、と理解している。それに対しアレティンは、帝国における皇帝の権力的基盤を、弱小の非武装等族と皇帝との親密な結びつきにおいて理解する立場から、クライスの利用を柱とする非武装等族の利害に添った「帝国軍制」の提案と議会によるその承認を、皇帝政策によって意識的に追求された成果として高く評価し、「帝国軍制」の内容を皇帝政策の失敗の結果とする考えに強く異議を唱えている。

(19) P.-Chr. Storm, *Der Schwäbische Kreis als Verdherr. Untersuchungen zur Wehrverfassung des Schwäbischen Reichskreises in der Zeit von 1648 bis 1732*, Berlin 1974; Ders., "Militia imperialis Militia circularis. Reich und Kreis in der Wehrverfassung des deutschen Südwestens (1648–1732)," in: J. A. Vann and S. W. Rowan (ed.), *The Old Reich. Essays on German Political Institutions 1495–1806*, Bruxelles 1974, S. 79–103; B. Sicken, *Das Wehrwesen des fränkischen Reichskreises. Aufbau und Struktur (1681–1714)*, 2Bde, Nürnberg 1967.

(20) これらの文書は、Johann Joseph Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung Aller Von Anfang des noch fürwährenden Teutschen Reichs-Tags de Anno 1663 bis anhero abgefaßten Reichs-Schlüsse*, 4 Teile, Regensburg 1740–1777. (Nachdr. mit einem Vorw. hrsg. von Karl Otmar Frhr. von Aretin und Johannes Burkhardt, Hildesheim; Zürich; New York, 1996.) (以下Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung* と略記) に納められているものである。

一 「帝国軍制」関連文書の内容(1)

文書(一) 一六八一年一月一七日 皇帝委任官教書(2)

この文書において皇帝は、「公の安全問題」への対応のための提案を行い、その際の主要な論点を、七つの協議事項 (Deliberanda) という形で明確化して提示することにより、審議の方向性を示した。この文書は、軍制制定に対する皇帝側の公式の立場を理解する上で重要である。

まず冒頭で、皇帝が先のナイメーヘン和約の際に、自ら多大な犠牲を払って締結に尽力した事を挙げ、これを皇帝の極めて賞賛すべき意図の現れ以外の何物でもないと主張する。さらに皇帝が、ヴェストファーレン条約及びナイメーヘン条約で確定された状態が維持されるように、またこれに関して生じているフランス王との対立を平和的に解決すべく、使節の派遣を通じてフランス王に働きかけを行っていることを述

べ、今後も引き続き穏便な方法での決着へ向けて努力するつもりであることを強調する。しかしその上で、皇帝の側からはそのようなことはないが、ナイメーヘン条約を侵して行動するような「不当な攻撃者」が現れたときに、それに有効に対処し得るような体制が整えられていないことを指摘し、何らかの対策を議論する必要があると述べる。さらに加えて、しかるべき筋の情報からオスマン・トルコが近々帝国とハンガリーに攻撃を開始する恐れが高く、これに対しても早期の対策が必要であり、この二つの問題に対処するため、皇帝は若干の徴募を始めるつもりだが、帝国等族にも協力を求めるに至った、としている。

以上に要約したような提案理由を述べた後、皇帝は、以下のような内容の七つの協議事項を示して、これに関する選帝侯、諸侯、等族の意見と具申を求めている。①帝国軍徴募の全体数について。②各クライスが提供するべき兵員の割当数について。③帝国軍維持のための共同の帝国軍事金庫を設置するべきかどうか。④上記の帝国軍事金庫に対する各クライスの分担金額の確定について。⑤あるいは、共同の帝国軍事金庫金庫からではなく、各クライスにクライス金庫を設置して、そこから軍隊に対し支払いを行って維持すべきかどうか。⑥クライスによって直ちに徴募を行うべきかどうか。⑦あるいは、多くの等族が武装しておらず、また未熟な兵士ではほとんど役に立たないので、すでに軍隊を備えている等族に対し、彼らの軍隊から、クライスが必要とする限りの数の兵隊を、軍の維持費をクライスが負担するという形で、各々のクライスに貸与することを要請すべきかどうか。

さらに、以上のような協議事項について合意が得られた後で、さらに協議が必要となると予想される点として次のようなことが挙げられている。即ち、どのようにして将官を任命するのか、軍規としてなにを採用するのか、大砲や糧食、弾薬類の調達はどうするのか、さらにそれ以外に必要となる事柄は何か、ということである。

以上のような協議点が挙げられた後には、次のことが言明されている。即ち、「不必要な武装や出費をしたり、また隣国の嫉妬をあおったりするのではなく、ただ必要な場合の共同の救助と安全をはかることがこの提案の目的なのであるから、状況の明確化に従って増大されたり、または減少されたり、あるいはそれどころか、廃止されることもあり得るこの軍備 Armatur に関しては、どれぐらいの間継続させるか、ということは皇帝陛下の、また選帝侯及び等族の意のままである」ということである。そして最後に、これについての必要な協議が遅滞なく速やかに進められること、そして帝国の首長と構成員の間に十分な和合と協調が存在し、彼らが共同の防衛のためにお互いに一致しうると世に証明されることへの確信を表明して結んでいる。

文書(二)　一六八一年五月二三日　帝国具申[3]

この文書は、主に七つの協議事項の中の第一点に答えたものである。まず冒頭で、帝国或いはその成員に及びうる、全ての、とりわけトルコからの危険を有効に防止するために、一六八一年一月一七日の委任官教書で皇帝から「公の安全問題」に関する諮問を受けている、ということを確認する。その上で、まず皇帝の「慈父のごとき慎重さ」に対して謝意を表し、そして、「全神聖ローマ帝国の尊厳と安全は、

主としてその実際の防衛体制の中には存在してはいない」ということは疑いなく、共同のよき状態の維持のために、皇帝から示された点について、十分な審議を行う必要性があることを認め、さらに、「至る所で、今日、時代と時局は早期に祖国の安全を警戒怠りなく監視するべき状態になった」という認識を示して、以下のような決定内容を示している。まず、「こうした目的のために適切な仕組みを、帝国の諸基本法や諸法令に従って整える」こと。そして、「皇帝陛下から、まさしくその目的のために提供し、維持することを申し出られている兵員に並んで」、帝国からは四〇〇〇〇人を徴募すること。この四〇〇〇〇人は、「全て徴募された、よき、十分に役立つ兵員」で、一〇〇〇〇人は騎兵、二〇〇〇人は竜騎兵、そして二八〇〇〇人は歩兵であり、これらは即座に徴募すること。また、これに関しては、「今後も、それを帝国の必要と安全がそれ以上要求しないと人々が考えるようになるまでは」継続すること。さらに、それは「そののち減少させられたり、あるいは完全に廃止されることがあり得る」けれども、「帝国が、状況に応じて、より多くの兵員を必要とすることになってしまった」ときは、予期せぬ危険と暴力を阻止し、有効に抵抗し得るようにするため、「追加によって、数量Quantumを二〇〇〇〇人増大させることを、場合に応じて等族は自らに義務付ける」、ということである。

続いて、皇帝に対し、以上のような決定内容を、これについてクライス公示事項担当諸侯がクライス等族にさしあたって知らせることができるように、速やかに公示事項担当諸侯に通知することを要請している。そして、皇帝の委任官教書の中に含まれている残りの論点と、共通の軍制機構のために必要なその他の吟味について、速やかに協議するという意志を表明している。

文書(三)　一六八一年六月二八日　皇帝委任官教書(4)

この文書は、文書(二)の帝国具申の決定内容に対して皇帝が承認と要望を示したものである。

まず最初に、五月二三日の帝国具申に示された決定を確認のため再度挙げて、皇帝は、このような帝国鑑定について、その内容を全て承認する、としている。

つづいて皇帝は、等族がこの決定を愛国的な熱意でもって遂行すること、そして彼らの割当兵員が、単に速やかに徴募されただけで、しかし実際には二ヶ月以内、長くて三ヶ月以内しか徴募されなかった、などということがないよう並行して準備しておくこと、また、それを必要な場所に派遣し得るようにすること、そして帝国によって決定された兵員の維持に関して、帝国の必要と安全が要求する限り、また皇帝および帝国によって、別のものがよいと考えられない限り継続するように、手抜かりのない指示を行うことを希望する。またこれに添えて、目下進行中の全体分配に関し、皇帝の「真の慈父性」のほどを示すような「慈悲深い申し出」が用意されていることを付け加えている。(5)

しかし、皇帝に要請されていたクライス公示事項担当諸侯への通知については、以下のように述べられている。まず、確かに皇帝は、その要請を即座に実行するつもりであるのだが、それはいずれにしても、

選帝侯や等族がしらせるであろうから、時間という点でいってもほとんど役には立たないであろうし、また、帝国議会において、四〇〇〇〇人のうち各クライスが引き受ける数量を確定する全体分配が処理されないうちは、クライス議会のほうでも意見が出せないであろう、と指摘する。そして、この全体分配が行われた時に、クライス集会を手配し、配分された数量をクライス等族の間で個々に分けることが必要となるだろう、とし、それからその目的のために皇帝は催促の訓令書の送付を行うとの意向を述べる。そしてそのために、至急四〇〇〇〇人のクライスへの分配を確定すること、さらに引き続いて皇帝の委任官教書に示された残りの協議事項と、帝国の軍制にとって必要なその他の議論を速やかに審議することを希望している。

文書(四)　一六八一年八月三〇日　帝国具申(6)

この文書において、要求されていた各クライスの割当額が示され、皇帝の示した審議事項の第二点に回答が与えられた。

最初に、五月二三日に出され六月二八日に皇帝の承認を受けた帝国具申の続きとして、四〇〇〇〇人の兵員の個別的査定について怠りなく協議したことを述べ、それに関して次のような決定がなされたことを伝えている。即ち、クライス分配を、各々のクライスの現在の耐久力に従い、文書末尾の表に示された配分に基づいて整えるべきこと、そして皇帝に対し、決定内容をクライス公示事項担当諸侯へ速やかに通知することを要請すること、またその通知の際、クライス集会を早めに手配し、クライス分配をクライス等族の間で下位分配し、そして四〇〇〇〇人を速やかに徴募するように催促することを皇帝に求めることである。

次に、このようなクライス分配において行われた「特別の考慮」が述べられている。その考慮とは、「クールライン及びオーバーラインの両クライスについては、いくつかの等族が、その分量を用意することが現時点で不可能である」(7)ため、「人々は、一般的数量における彼らの不足分を、それは残りの八クライスに既に配分されているが、今回自発的に引き受けた」というものである。ただしこのような、能力のない等族の委任、またこの分配の承諾と引き受けは、「ひとえに公共の福祉への愛のために行われる」のであるから、「いずれも、現在もそして将来においても、台帳査定と見なされたり・・・クライスにも、等族にも、いかなる方法においても先例として引用されたりする事があってはならない」と条件が添えられている。最後に、引き続きその他の諸論点を速やかに審議する旨を表明し、末尾に以下のような各クライス毎の分配表を示している。

帝国の軍事体制のための四〇〇〇〇人の分配

	騎兵	歩兵
クールライン・クライス	六〇〇	二七〇七　三三〇七
オーバーザクセン・クライス	一三二二	二七〇七　四〇二九
オーストリア・クライス	二五二二	五五〇七　八〇二九
ブルグント・クライス	一三二一	二七〇八　四〇二八
フランケン・クライス	九八〇	一九〇二　二八八二

バイエルン・クライス	八〇〇	一四九四	二二九四
シュヴァーベン・クライス	一三二一	二七〇七	四〇二八
オーバーライン・クライス	四九一	二八五三	三三四四
ヴェストファーレン・クライス	一三二一	二七〇八	四〇二九
ニーダーザクセン・クライス	一三二二	二七〇七	四〇二九
合　計	一二〇〇〇	二八〇〇〇	四〇〇〇〇

この兵員のうちで、騎兵に関しては二〇〇〇を竜騎兵として理解する。

文書(五)　一六八一年九月一五日　帝国具申[8]

先の二つの帝国具申（文書(二)、(四)）によって、協議事項の第一点及び第二点に回答を与えた後、帝国議会は引き続き第三点～第七点について協議し、まず原則的な部分において決定した内容をこの九月一五日の帝国具申で示している。

まずはじめに、三つの帝国部会において、先の文書(一)の皇帝委任官教書の中で示されていた、帝国金庫の設置、それに関して必要な分担金、そして帝国の兵員の徴募と維持に関わる第三、四、五、六、そして七点については、まず共同の帝国軍事金庫も、各々のクライスにおける個別のクライス金庫も整備すること、そして、それぞれにとって支出として妥当なのは何かということを確定すること、という内容の決定に至ったことが述べられている。

次に、募兵に関して、兵員を遅滞なく徴募することを述べた八月三〇日の帝国具申の決定内容を再度指摘しておくにとどめるが、既に要請しているように、各々のクライスが割当分を至急提供するようにあらゆる強い催促を行うことを皇帝に求めている。

さらに、その他の点として、「各々のクライスや等族が、その独自の兵員の調達、或いは、他の武装した同僚等族の兵員の借用に関して、どちらを最も有益であると考えるかは、それぞれのクライスや等族の自由な意向に委ねられている」と述べられている。しかし、各々のクライス等族によってそうした人員が騎馬や歩兵で提供され、それが戦場で役に立ち、共同体の最善のためにあらゆるつとめを果たし得るようにすることは、クライス公示事項担当官及びクライス長官たちの責任である、としている。

文書(六)　一六八一年九月二四日　協議点[9]

帝国議会は、先の三つの帝国具申（文書(二)、(四)、(五)）によって、皇帝が示した七つの協議事項について原則的な決定を行った後、これらについてのさらに詳細な決定、そして皇帝が示したその他の協議点をも含む、「公の安全問題」をめぐる個別の問題の審議に取り組むことになった。この文書は、その審議に入るにあたり、論点を明確化するために二三の審議項目を列挙したものであり、この中で合意に至ったものからその後の帝国具申において回答が示されることになった。それらの審議項目は以下のものである。①将官の選任について[10]。②軍紀として何が採用されるべきか。③一六七二年作成の勤務規則＝軍法典Articuls-Briefの見直しについて。④通過行進、停止・野営、宿営について、及び、軍税の徴収の乱用・将校による金の搾取・兵士の悪ふざけや乱暴の防止のための方策について。⑤クライスによる兵

員の帝国軍からの召還の禁止と新兵の補充について。⑥将校達に、査閲の際に、偽兵として彼らの従者Diener を使用することを許可するべきか。⑦行軍、撤退、停止・野営、そして宿営に関する、クライス公示事項担当諸侯による事前の承知と配分の調整について。⑧給養令Verpflegungs-Ordonnanzの作成について。⑨帝国軍事金庫は誰に委託するべきか。⑩帝国軍事金庫とクライス金庫がそれぞれ負うべき支出について。⑪貨幣の一致の維持について。⑫砲Artillerie、糧食、弾薬類の調達について。⑬どの将校を参謀本部に採用するべきか。⑭大砲及び小砲 groben und kleinem Geschüßをどのくらい調達するべきか。⑮それらを付属部品とともに各々のクライスがどのくらい調達するべきか。⑯糧食の公正な価格での補給について。⑰貯蔵庫の建設場所について。⑱兵士への俸給の適切な支払いについて。⑲連隊と旗印の割り振りについて。⑳供出馬Dienst-Pferdeについて。㉑人員、馬、輜重隊に関して、高級及び下級の将校に許可すべき数について。㉒高級及び下級の将校の奢侈やあらゆる不必要な装備の禁止について。㉓帝国のあらゆる場所における外国の募兵の停止、馬や穀物の買い占めや輸出の禁止と境界におけるその監視について。

文書(七)　一六八一年一〇月一三日　皇帝委任官教書[11]

この文書は、文書(四)の帝国具申に対して皇帝が承認を与えたものであるが、ただしその際、皇帝側の条件が付されている。

まず最初に、八月三〇日の帝国具申について、クライス配分を添付の分配に従って整えること、また帝国具申の決定を、クライス集会の早めの手配・クライス等族間での分配・四〇〇〇〇人の速やかな徴募についての催促とともにクライス公示事項担当諸侯へ通知してほしいという趣旨の皇帝に対する要請、そしてクライス配分の際になされた「特別な考慮」といった内容が確認のため再度挙げられる。その上で、次のような条件が持ち出されている。即ち、皇帝は、オーストリア・クライスに課された「均衡を欠いた、というより帝国の［防衛］体制全体の五分の一に達する分量である八〇二九人」という割当は、本来なら承認できないところだが、「共通の祖国に属するドイツ国民の安寧と救護のために抱いておられる陛下のまことの慈父のごとき愛と配慮のいっそうの表明」として、次のような「慈悲深い御申し出」を行う。その申し出とは、「必要な場合、そして少なからぬ選帝侯、諸侯、そして等族が、同様に誠実に最善を尽くすときには、先に述べた数量［八〇二九人］でもって合流するというだけでなく、これを九〇〇〇人まで増大させる」というものである。ただし続けて、「これは全て自由意志に由来するものであり、他の事件において、上述のオーストリア・クライスや陛下の他の諸ラントに対し、何らかの責任或いは不利益として引き出されない」と留保がつけられ、さらに、「そのような一般に承諾された人員［八〇二九人］、そして将来的にそれに合流する、より多くの人員［九〇〇〇人］に関しては、残りの帝国の軍団と合同してconjunctim指揮するのか、それとも戦争の性質によって［残りの帝国軍団とは］別に、特別の将軍の下において（これまでいつも行われてきたように）指揮するのか、ということは陛下の御前にあるべき」だということが、前提条件として特に強調されている。

この後には、作業のいっそうの促進のために、皇帝が、この委任官教書に添付された訓令書の写しが示すような趣旨[12]で、クライスへ催促することが述べられている。そしてさらに、場合によっては四〇〇〇人を越えてさらに二〇〇〇〇人を徴募すべきである、との決定が、これ以前に既に出されていることを理由に、この後者の数をそのあと確かに当てにできるように、通常の帝国決議 gemeines Reichs-Conclusum によって、これを確認することが望まれている。

文書(八)　一六八一年一〇月一三日　皇帝委任官教書[13]

この文書は、文書(五)の帝国具申に対して皇帝が承認を与えたものである。

まず、九月一五日で出されていた帝国具申の決定の内容が全体にわたって再度挙げられる。その上で、皇帝がそのような具申の内容全てを承認していること、また、再三要請されていたクライスあての訓令を実際に出したことを伝えている。そして、諸々の事柄が遂行され、共同の安全のためにさらに役立ちうることが、なされた指示に従って完全に成し遂げられるように注意するよう、選帝侯と等族に対して期待が表明されている。

文書(九)　一六八一年一〇月二七日　皇帝委任官教書[14]

この文書は、既に一〇月一三日の皇帝委任官教書（文書(七)）の末尾において要望されていた、二〇〇〇〇人の増員を通常の帝国決議によって確認することを、改めて催促したものである。

この文書では次のことが問われている。即ち、ドイツ国民の神聖ローマ帝国全体の軍事体制及び防衛のためには、既に望まれている四〇〇〇人は現状において決して十分であるようには見えず、祖国の目下の緊急事態と安全は遙かに多くを必要としているので、残りの、既に場合によっては承認されている二〇〇〇〇人を、通常の帝国決議によって確認し、またそれによって至急実際に徴募されるようにするつもりがあるかどうか、ということである。

文書(一〇)　一六八一年一二月二〇日　帝国具申[15]

この文書は、文書(六)において示された二三の協議点のうち、五つの点に関して決定を与えたものである。

まず、「公の安全問題」について協議するべく追加的に提示されていた論点として、次の問題が挙げられている。即ち、一、兵員の召還と新兵の補充、二、行軍・宿営の調整、三、軍事金庫の管理、四、帝国軍事金庫及びクライス金庫の支出分担、五、貨幣制度の一致、である。そして、それぞれの問題に関し三つの帝国部会は以下のことがよいと考え、決定した、としている。

一について。あらゆる無軌道と無秩序を防ぐために、「どのクライスも等族も、自分勝手に、その兵員を召還してはならず、軍においては兵員を、帝国元帥の指令の下に継続的に委ね、そして足りない兵員をその都度補充する義務がある」と述べている。

二について。行軍・撤退、停止・野営、宿営に関しては、既に存在している帝国の諸法令や執行令、そしてこれらの問題について出され

皇帝の承認を受けた帝国具申に従うことが命じられ、特に、公示事項担当諸侯への事前の通知を必要としている。そして公示事項担当諸侯によって、敵に対する軍事行動の障害になる可能性がある場合を除いて、関係する等族に割り振られることとされている。ただしその際、「宿営や停止・野営についてはあらゆる平等が保たれ、そして分配については、どの等族も他の等族と比べて重荷を負わされない」こと、加えて「営舎への立ち入り及び変更は、場所の所有者である等族の自由に委ねられるべきである」ことが命じられている。

三について。帝国軍事金庫の管理について、まず元帥には自由な運用と分配を認め、支払いは軍事監察官長、共同監督は軍事事務官に任せることとした。一方で、等族による金（帝国軍事金庫への納入金）の送付先となる指定保管都市に関しては、この後すぐ指定すべきであると述べられるに留まった。

四について。帝国軍事金庫から賄われるものとして、参謀本部、砲・弾薬類、糧食、急使・駅伝制度・役職・優れた勲功をあげた兵士への報償などの費用、またその他の「共通に生じる必要なことがら」に関する費用があげられている。一方で、クライス金庫からは、クライスが提供する兵士及び軍属の給養や俸給のために必要な分が支払われるべきだとされている。

五について。この体制にとって混乱した貨幣制度の整備が不可欠であるが、しかし今日まで全般的な一致を達成していない、と指摘した上で、皇帝の世襲の王国やラントにおいても、また帝国クライスにおいても、貨幣の一致が維持されるようにすることを皇帝に要請している。

文書（一一）　一六八二年一月一七日　皇帝委任官教書[16]

これは、前年一二月二〇日の帝国具申（文書（一〇））に対して皇帝が承認を与えたものである。

「公の安全問題」に関する五つの協議点について出された一二月二〇日の帝国具申に対して、共通の軍制機構が将来的に理想的な状態へともたらされることを希望しつつ、いささかの異議もなく確かに承認する、という意向を伝えている。

文書（一二）　一六八二年一月三〇日　帝国具申[17]

この帝国具申では、二三の協議点の内でさらに六つの点について決定したことが述べられている。

まず、選帝侯、諸侯、等族が、前年一二月二〇日の帝国具申によって帝国の安全に関わるいくつかの問題について議論したこと、そして皇帝も一月一七日にこの帝国具申に対して承認を与えて満足を表明していることを述べたうえで、さらに次の六点が協議すべき問題として現れてきたとして列挙する。即ち、一、砲Artillerie・糧食・弾薬類の入手方法の問題、二、大砲及び小砲 groben und kleinem Geschüß の数について、三、外国による募兵の停止及び馬と穀物の輸出の禁止について、四、供出馬Dienst-Pferdeについて、五、不必要な輜重隊の廃止及び奢侈の除去について、六、兵士への適切な支払い及びあらゆる混乱の防止について、である。そして、そのことに関し三つの帝

国部会は以下のように合意したと伝えている。

まず一と二に関して。この二つの問題に関しては、次のような形でクライスに任せることにした、としている。まず、大砲とその付属部品は、軍が行動している処のクライスが提供し、そのクライスだけでは足りない場合に限り、その都度近隣のクライスからも提供を受けることとされている。またそのために、一五五五年の帝国決定に従って、必要なとき不足せず、さらに他のクライスにも貸与できる位の数の重砲 schwerer Stücke をその付属部品とともに準備しておくことが求められている。しかし、クライス間での重砲の貸し借りの際に生じる出費、加えて重砲が著しい破損を受けた際の損害補償は、「帝国の共同の支出によって」賄われることとされた。一方、軽砲 leichte Geschütz に関しては、基本的にはクライスが、その提供する兵員数の割合に従って用意すべきとしたうえで、特に各クライス毎に一つの小口径砲 Falkon を、そして各歩兵連隊において二つの野砲 Feld-Stücke を用意することを求めている。

三について。外国の募兵、そして馬や穀物の買い占めについては、これを禁じ、また特に馬については輸出も禁じられている。しかし、穀物の輸出に関しては、今のところ穀物の不足の恐れは無く、輸出によって帝国が不利益や損害を被るとは考えられないとして、容認されている。ただし各々のクライスはその割当軍のために、都合のよい場所に少なくともその兵員に対し一年分に相当する量の備蓄を行うべきこと、またその備蓄はいつでも必要に応じて使用しうることが定められている。

四および五について。ラントの臣民の極度の没落を防止するために、この後に整備されることになっている給養令 Verpflegungs-Ordonnanz[18] において、供出馬の数を制限するべきこと、そして、高級・下級将校に対し、出征時に義務づけられ、そして各々の機会や勤務の際に許される馬や従者の数をどのくらいにするかを指定することが求められ、これにより過度の輜重隊、及び軍の弱体化をもたらすあらゆる不必要な軍用装備が廃止されるだろうと述べられている。そして、極めて有害である将校の奢侈については、すでに出されている勤務規則＝軍法典[19]の該当条項をあらためて参照すべきことが述べられている。

六について。兵士の騒乱は適切な支払い以外によっては防止され得ず、そのために重要なのは、各々のクライスや等族が、帝国軍事金庫の分担金についても、また兵員の扶養についても、しかるべき期間に支払うことであるとしている。これによって各々の兵士がその報酬を遅滞なく受け取ることができ、彼らの逸脱行為が将官や将校によって排除され、違反が厳罰に処せられるようになり、また違反を黙認した将校も、勤務規則＝軍法典の定めるところに従い、被害の弁済を課されるようになる、と述べている。

文書(一三)　一六八二年三月一六日　帝国具申[20]

この文書においては、新たに次の三点に関して決定されている。即ち、一、帝国軍事金庫への出資の規則について。二、帝国及びクライスの税に関して。三、貨幣制度の一致についてである。

まず、皇帝委任官に対し、現在の軍制機構において帝国軍事金庫の

ために必要な分担金の問題等について協議し、三つの帝国部会において以下のことが決定されたと通知されている。まず、分担金については、方法と要求額に関して、騎兵一人につき二グルデン、歩兵一人につき四〇クロイツェルと見積もり、一六七二年八月一日に出され、一〇月二一日に繰り返された帝国鑑定の手引きに基づき、提供する必要のある兵員の割合に従って命じられるべきであり、お金は、まず初回として二ジンプラSimpla[21]を帝国都市レーゲンスブルクへ五月末までに支払うことが定められた。しかし、支払い遅延者は、他の先に支払った等族をこのことで苦しめたり、帝国全体において混乱や不利益が生じないように、帝国執行令に従って支払いを促されることとされた。そして、こうした決定をクライスに通知すること、及び、このような出資方法が、将来帝国の諸基本法にとって先例や責任とならないようにすることを皇帝に要望している。

その次に、複数の帝国等族が、臣民による援助の拒絶の問題で苦情を訴えていることをうけて、「何人かの臣民が帝国やクライスの税から逃れようとしたときには、その者達は、裁判所の門前で退けられるべきで、彼らの訴えについて言い分を聞かれるのではなく、彼らの領邦君主、領主、上級権者を、役に立つ貢献によって従順に援助することを義務付けられるべきである」と命じられている。

この他に、皇帝の世襲の王国やラントにおいても帝国クライスにおいても、貨幣制度における一致が実際に達成され混乱が防止されるように命令を出すことが今一度皇帝に求められている。

文書（一四）　一六八二年四月一五日　皇帝委任官教書[22]

この文書は、三月一六日の帝国具申（文書（一三））に対して、皇帝による条件付きの承認を表明したものである。

まず三月一六日の帝国具申について、これが帝国軍事金庫からのオーストリアの免属Oesterreichische Exemption を明瞭に述べていない、と指摘した上で、しかし皇帝は、自らの皇帝軍に関して特別に行動し自由に裁量する権利を既に初めから留保しているので、それに伴って皇帝の軍事金庫もまた帝国軍事金庫から自ずと分離することになる、と述べられている。そして、この意味において皇帝は三月一六日の帝国具申を承認するとし、臣民も正当な査定でもって協力すべきこと、また、公共の福祉への愛のために自発的に自らの割当分を越えて援助を提供する者は、その分帝国軍事金庫への支払額も増やすべきことが述べられている。

また、貨幣制度に関しては、選帝侯、諸侯そして等族が、これまでの帝国決定の尊重に向けて実際に着手するか、作業がさらに確かな一致へと推進され得るかもしれないということを見て取ることができさえすれば、皇帝は全帝国から分離しない意向である、と述べられている。そのうえで皇帝は、貨幣制度のこれ以上の混乱を防止するため、帝国全体において貨幣制度の一致を達成できるまでの一時的方法として、今のところ皇帝の世襲領において通用している貨幣制度を公布すると述べている。そして、フランクフルトにおいてフランスの和平提案が出されてはいるが[23]、明白に神聖ローマ帝国に近づきつつある危機において、「公の安全問題」及び共同の帝国軍事体制に関する、六〇

〇〇〇人の数量の問題、将官の問題、そしてその他のまだ残っている論点が、これ以上滞ることなく必要な成果へと促されるようさらに努力するべきことが述べられている。

註

（1）ここで、帝国議会決定に至るまでの審議過程の概略について触れておきたい。帝国議会の議事手続きについては、その大枠において一六世紀中に確立をみた。皇帝は、選帝侯の事前の承諾をへて帝国議会を召集し、まず皇帝から提案（Proposition）が示される。これを受け選帝侯部会・諸侯部会・都市部会に分かれて審議が行われる。次にマインツ選帝侯の指揮のもとに各部会間の意見調整がはかられ、一致をみるとそれが具申（Gutachten）などの形態で皇帝に示される。これに対し皇帝が承認を与えると、審議は終結し、閉会時に帝国最終決定（Reichsabschied）として読みあげられて、帝国法として発効することとなる。ただし一六六三年以降の永久帝国議会においては、帝国最終決定には至らず、帝国具申に皇帝の承認が与えられた段階で法的効力を持った。また、実質的には使節会議となり、皇帝は主席委任官（Prinzipal Kommissar）を皇帝に忠実な党派（大抵は聖界諸侯）から任命し、まず皇帝の意向は主席委任官に伝えられ、この主席委任官が皇帝の代理として皇帝の意向を皇帝委任官教書（Kaiserliches Kommissions-Decret）の形態で帝国等族の使節に伝え、審議が行われる。そして最終的にマインツ選帝侯官房が帝国具申を作成し、それが主席委任官の手を経由して皇帝のもとに届けられるという経過をたどる。なお、「帝国軍制」審議当時の皇帝はレオポルト一世、主席委任官はアイヒシュテット司教である。Schindling, *Die Anfänge des Immerwährenden Reichstags*, および渋谷「永久帝国議会」を参照。

（2）Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung, Teil2*, Nr.CCXII. Kayserliches Commissions-Decret, S.288-290.

（3）Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung, Teil2*, Nr.CCXXXVIII. Reichs-Gutachten, S.312-313.

（4）Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung, Teil2*, Nr.CCXLIII. Kayserliches Commissions-Decret, S.316-317.

（5）ここではその具体的な内容は述べられていないが、おそらく後の皇帝委任官教書（文書(七)）で示された、オーストリア・クライスに対する割当数の受け入れと、さらにその自発的な増員の意志のことを示していると思われる。

（6）Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung, Teil2*, Nr.CCXLIX. Reichs-Gutachten, S.325.

（7）これらのクライスは、ヴェストファーレン条約以降も絶えず戦乱に巻き込まれて多大な被害を受けていた上、特にオランダ戦争の際には、プファルツは焦土化戦術を受けて荒廃し、アルザスの一〇帝国都市がフランスに併合されていた。

（8）Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung, Teil2*, Nr.CCL. Reichs-Gutachten, S.326.

（9）Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung, Teil2*, Nr.CCLII. Deliberanda, S.329.

（10）総司令官General-Feld-Marschall以下、一八の階級及び役職名が挙げられている。

（11）Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung, Teil2*, Nr.CCLIII. Kayserliches Commissions-Decret, S.330-331.

（12）この文書の末尾に、見本としてシュヴァーベン・クライスの公示事項担当諸侯に宛てた皇帝の訓令書Rescriptの写しが添付されている。その内容は、公示事項担当職の権限にもとづき、早めにクライス集会を手配し、シュヴァーベン・クライスに割り当てられた分量がクライス等族の間で分配され、実際にすみやかに徴募されるようにするため、必要な協議を早く行うように皇帝が催促したものである。

（13）Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung*, Teil2, Nr. CCLIV. Kayserliches Commissions-Decret, S.331-332.

（14）Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung*, Teil2, Nr. CCLV. Kayserliches Commissions-Decret, S.332.

（15）Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung, Teil2*, Nr.CCLXI. Reichs-Gutachten, S.337-338.

（16）Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung, Teil2*, Nr.CCLXIII.

Kayserliches Commissions-Decret, S.339.

(17) Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung, Teil2*, Nr.CCLXIV. Reichs-Gutachten, S.339-341. なお、この帝国具申に対して承認を与える皇帝委任官教書は、Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung, Teil2* の中には発見できなかった。

(18) これについては、皇帝側から、既に一六七七年に皇帝の命令（マンダート）の形態で出されていた給養令の内容を改めて公付する旨が、一六八二年三月二四日の皇帝委任官教書によって帝国議会に伝えられている。Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung, Teil2*, Nr.CCLXXVI. Kayserlices Commissions-Decret, S.354-359.

(19) この内容はPachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung, Teil2*, Nr.CCLXV. Articuls-Brief, S.341-344 に納められている。一六八二年の勤務規則＝軍法典に関する研究としては、F. Merzbacher, "Der Artikelbrief für die Reichsarmee von 1682 als kriegsgeschichtliche Quelle," *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte G.A.(1952)*, S.349-363がある。

(20) Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung, Teil2*, Nr.CCLXX. Reichs-Gutachten, S.350-351.

(21) ジンプルムSimplumとは、今回決まった兵員数＝四〇〇〇〇人分のこと。二ジンプラは、その二倍＝八〇〇〇〇人分を意味し、これは一グルテン＝六〇クロイツェルとして金額に換算すると、八五三三三グルデン二〇クロイツェルになる。

(22) Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung, Teil2*, Nr.CCLXXVII. Kayserlices Commissions-Decret, S.359.

(23) ルイ一四世は、一方でレユニオン政策を押し進めつつ、もう一方で、それに対する帝国側の軍事的対抗措置への動きを封じるため、一六八一年初めに、対立を平和的に解決するための協議の場を設けることを提唱した。それを受けて一六八一年夏にフランクフルトに特別の帝国代表者会議が召集され、まさに帝国議会での「帝国軍制」の審議と並行する形で、この会議で交渉が行われていた。しかしそこでフランス側は、一六八一年九月に併合したシュトラスブルクをも含めた、全ての既に行われたレユニオンの承認を要求したため、交渉は成果なく、一六八二年一二月で打ち切られた。Schindling, *Die Anfänge des Immerwährenden Reichstags*, S.200−208を参照。

二　「帝国軍制」における帝国防衛体制の基本的枠組みと特徴

ここでは、一六八一／八二年「帝国軍制」が定めた帝国防衛体制の基本的枠組みと特徴について、以下の五点に整理して考察する。

（一）帝国軍徴募の数と維持期間について

最初の皇帝による諮問の段階（文書（一））では、提示された七つの協議事項の第一において、軍徴募の是非そのものも含めて数について協議することが求められているが、皇帝側から帝国軍徴募の数および維持期間についてとくに具体的な数字での提案は述べられていない。これらの問題に対する応答が一六八一年五月二三日の帝国具申（文書（二））であり、そこで帝国から四〇〇〇〇人（騎兵一二〇〇〇、竜騎兵二〇〇〇、歩兵二八〇〇〇）が即座に徴募されることが決められ、さらに状況に応じて六〇〇〇〇人まで増大し得ることを予め容認している。[1] しかしここでも、維持期間については明確には述べられてはいない。

ところで、ここで軍の維持期間が具体的な数字で示されなかったことから、期間の制限がはずされたことを重視し、「帝国軍制」の制定を帝国における常備軍創設への試みとみなす立場と、それに対し「帝国軍制」はあくまで制限された目的・期間を持ったものであり、その点でこれまでと本質的に変わらないと強調する立場がある。[2] この点に関しては、文書（一）の最後の方で、不必要な武装や出費をしたり、ま

た隣国の嫉妬をあおったりするのではなく、ただ必要な場合の共同の救助と安全をはかることがこの軍制の目的なのであって、「状況の明確化に従って増大されたり、または減少されたり、あるいはそれどころか、廃止されることもあり得るこの軍備 Armatur に関しては、どれぐらいの間継続させるか、ということは皇帝陛下の、また選帝侯及び等族の意のままである」と述べられ、規模の増減とともに特に廃止の可能性が予め明言されていること、また帝国具申においても同様に規模の増減と廃止の可能性について述べられていることから、「帝国軍制」においては、いったん徴募された軍隊をその後恒常的に、特に平時においても維持することが意図されていたというよりも、あくまで当面の危機への対処という面が強いように思われる。この点については、各クライスのレベルでの協議で軍の徴募数・維持期間の問題がどのように認識されていたのかを探ることが必要であると思われる。

(二) 兵員の割当方式・基準

(a) 全体分配（クライス分配）

兵員の割当方式については、まず文書(一)において、皇帝側から、帝国議会において全体数が確定された後、各クライスの負担すべき割当数を決めるという方針が示されている。その際、各々のクライスの割当分の算出根拠については触れられておらず、また個々の等族の負担に関連する事柄も述べられていない。特に、一五二一年の帝国台帳については、この文書のみならず残りの一三の文書を含めて全く言及がみられない。

この方針は文書(四)の帝国具申において受け入れられ、一〇個のクライスの割当量も示されている。ただし、ここでもこれらの数字がどのような協議によって、またどのような根拠に基づいて出されたのか、「各々のクライスの現在の耐久力に基づいて」という言葉の他に明確な方針は述べられていない[3]。ただ、配分に当たっては「特別な考慮」を行ったことを述べている。その考慮とは、「クールライン及びオーバーラインの両クライスについては、いくつかの等族が、その分量を用意することが現時点で不可能である」ため、「人々は、・・・残りの八クライスに既に配分されている彼らの不足分を、今回自発的に引き受けた」というものである。つまりここで示された数字は、クールライン及びオーバーライン・クライスについては、本来負担すべきはずの数字よりも少なくし、そしてこれらのクライスにおいて生じた不足分はその他の八つのクライスに上乗せされているのである。ただし、このような数字の承諾については、「いずれも、現在もそして将来においても、台帳査定と見なされたり・・・クライスにも、等族にも、いかなる方法においても先例として引用されたりする事があってはならない」と注意を喚起し、あくまでこの配分は、当座のものであることが強調されている。次に数字自体から読みとることのできる傾向について考えてみたい。先に、帝国具申の文章中では、クライスへの配分に当たっての算出基準について具体的には示されていないと述べたが、それぞれの数字を比較してみると、いくつかの特徴を指摘することができる。まず、複数のクライスに共通した数字が示されていることに気付く。具体的には、騎兵数では五つのクライスにおいて一三二

一或いは一三二二という数字がみられ、歩兵数では、六つのクライスにおいて二七〇七或いは二七〇八という数字がみられる。また騎兵数と歩兵数を合計した数（即ち各クライスの割当数）では、五つのクライスで四〇二八或いは四〇二九という数字である。つまり五つのクライス（オーバーザクセン・ブルグント・シュヴァーベン・ヴェストファーレン・ニーダーザクセン）において全ての数字が共通している。こうした共通の数字の存在、特に各クライスの割当数における四〇二八或いは四〇二九という数字（つまり全体数四〇〇〇人の一〇分の一強）は、少なくともこの五つのクライスに関して、個々の負担能力の違いを問題とせず、一律に共通の数字が割り振られたということを想像させる。一方、その他のクライスをみてみると、クールライン・フランケン・バイエルン・オーバーラインが先の五クライスの割当額よりも低い。そのうちクールライン及びオーバーライン・クライスの数字は、先に述べたように本来負担すべき数量から減らされたものであるが、減らされる前の本来の数量が、先の五つのクライスの増やされる前の数量と同じなのかどうかはこの文書の中からはわからない。これらよりもさらに少ないのがフランケン及びバイエルン・クライスであるが、その理由については全く触れられていない。ところで、逆にその割当数の突出ぶりで目を引くのがオーストリア・クライスである。これだけで全体の五分の一が割り当てられており、一見すると、皇帝に帝国防衛においてかなりの負担を求める内容となっている。

(b)　下位分配

クライス割当と個々の等族の負担との関係については、クライス集会を開きクライス割当量をクライス等族間で分配（下位分配）するという方法が意図されている（文書(三)(四)(八)）。しかしその際にも参照するべき基準については特に何も触れられてはおらず、分配の方法は各クライス内部での協議に委ねられた形となっている。

このクライスでの下位分配における基準に関しては、帝国台帳が利用されたという意見がイェーンスやヴァイゲルによって示されている。[5] しかしそれに対して、ヴェンケバッハは、帝国台帳を利用することは可能であったが、それが義務付けられていたわけではないとして、この意見に疑問を投げかけている。[6] 下位分配の際に帝国台帳が拠り所となることは考えられるが、しかしその場合でも、帝国台帳がそのまま用いられるよりも、以前から各クライスにおいて、一五二一年の帝国台帳を基準にしつつも、それぞれ独自の方法でクライス等族の割り当てを定めたクライス台帳が作成されていたので、このクライス台帳のほうが利用されたのではないかと考えられる。[7]

以上からとりあえず確認できることは、「帝国軍制」において、徴募すべき兵員の数を直接割り当てられ、徴募の主体と位置づけられているのは、個々の帝国等族ではなく一〇個の帝国クライスであり、帝国議会は個々の等族への負担分配問題にはもはや直接関与しないということである。こうした方法の採用は、次の三つの点で注目される。第一に、帝国軍の基礎単位が、各等族ではなく地域的なまとまりを持つクライスとされたことにより、訓練や装備などがクライス毎に均一化され、軍の編成が合理化されたことである。[8] 第二に、長年懸案となってきた帝国台帳修正問題を回避することにより、とりあえず帝国軍の

絶対数が台帳問題に左右されることなく確保されるとともに、少なくとも帝国議会のレベルでの審議の簡略化が可能となったことである。ただし、第三に、その分各等族への負担の分配作業がクライスのレベルに移されることになるが、しかしクライス集会では弱小等族の発言権がある程度確保されているので、彼らの利害の擁護につながることである。[9] 特に、フランスからの軍事的脅威の下にありながら、単独では到底自らを守ることのできない帝国西南部の弱小の帝国等族は、皇帝や有力等族の軍隊の力を借りざるを得なかったのであるが、その代わりにそれらの軍の給養のための様々な負担を引き受けなければならなかった。これは既に三十年戦争中から目立ってきた慣行であり、彼らの帝国等族としての存続そのものを脅かす問題として、大等族及び皇帝に対する反感の最大の温床となっていた。それゆえ、彼ら弱小等族にとっては、クライスに結集することにより協力して軍事力を保持し、武装等族や皇帝に対しある程度の自己主張をするための足がかりを得ることになる。

(三) 帝国軍の財政

帝国軍の財政に関して、まず皇帝側から次の二通りの方針が示されている。一つは、各クライスが共同の帝国軍事金庫にそれぞれ決められた額を納入し、帝国軍事金庫から軍の維持費を支払うという方法(文書(一一)七つの協議事項の第三及び第四点)。もう一つは、各クライス毎に金庫(クライス軍事金庫)を設置し、そこからそれぞれのクライス軍に直接支払って維持する方法(文書(一一)七つの協議事項の第五点)である。皇帝がこのような二通りの方法を示したことについては、先のオランダ戦争の際の経験が影響を及ぼしていると思われる。このときは六年間の期限付きながら、今回と同様に帝国軍の徴募を各クライスに委ねたのに対し、軍の維持のためには帝国軍事金庫の設置のみを決めたのであるが、これへの費用納入はうまくいかず、ほとんど機能しなかったのであった。今回も、帝国軍の徴募がクライス単位へと分割されることを顧慮すれば、各クライスに軍の徴募と同時にその維持のための財政も任せてしまった方が効率的と考えられる。[10]

このような皇帝の提案に対して、まず一六八一年九月一五日の帝国具申(文書(五))において、帝国軍事金庫もクライス金庫も両方設置すること、そして支出におけるそれぞれの金庫の役割分担を定めることを決めた。さらにその役割分担については、一二月二〇日の帝国具申において具体的に定められた(文書(一〇)第四点)。それによると、帝国軍事金庫の支出となるものとして、参謀本部、砲・弾薬類、糧食、急使・駅伝制度・役職・優れた勲功をあげた兵士への報償などの費用、またその他の「共通に生じる必要なことがら」が挙げられ、一方クライス金庫の支出となるものとして、クライスが提供する兵士及び軍属の給養や俸給のために必要な分の支払いが挙げられている。このことは、軍の徴募に加えてその維持の任務も各クライスが主体となって行うことにより、クライスによって徴募された軍隊は一定の自己完結性をもったクライス軍の形態をとって現れることを示している。また、帝国軍は実質的にこれらクライス軍の合同軍という性格を帯びることになり、諸クライス軍が帝国防衛という共通の任務を果たす際に必要

となる出費を帝国軍事金庫が引き受けるという仕組みになっている。なお、帝国軍事金庫の管理・運用については、帝国軍元帥に自由な運用権を認めるとともに、支払いに関しては軍事監察官長、共同監督は軍事事務官の責務としている。

ところで、この帝国軍事金庫への納入方法については、一六八二年三月一六日の帝国具申（文書(一三)）において言及されている。それによれば、提供する必要のある兵員数を、騎兵一人につき二グルデン、歩兵一人につき四〇クロイツェルとして金額に換算する。そして、まず初回として二ジンプラを帝国都市レーゲンスブルクへ五月末までに支払う。支払い遅延者は、帝国執行令に従って支払いを促される、というものである。さらにこれに関して、一六八二年四月一五日の皇帝委任官教書（文書(一四)）では、自発的に自らの割当分を越えて援助を提供する者は、その分帝国軍事金庫への支払額も増やすことが求められている。しかし史料上の文面からは、帝国軍事金庫への支払いの直接の責任者が今ひとつ不明確である。つまり、クライスが、既に明確に示されている兵員割当数から計算した金額を集め、それを帝国軍事金庫に納入するのか、それとも各々の等族が、兵員の下位分配に基づく割当数から金額を算出し、それを直接帝国軍事金庫に納めるのかはっきりしない[11]。だが、最初の皇帝提案の段階では、クライスが共同帝国軍事金庫に決められた額を納入するという方法が考えられているので、納入の直接的な責任はクライスに置かれていると考えるのが妥当であるように思われる。

（四）「帝国軍制」と皇帝・武装等族の常備軍

「帝国軍制」においては徴募の主体が個々の等族ではなく帝国クライスとされているが、その場合最大の問題となるのは、「帝国軍制」の枠組みと、皇帝や武装等族の保持する常備軍との関係である。この点に関して皇帝は、クライスを帝国軍徴募の主体とする原則を示した後に、一方で既に訓練された武装等族の常備軍が存在していることを理由に、ここからクライスが、維持費はクライスの負担で必要な分だけ貸与を受けるという選択肢を提示している（文書(一)七つの協議事項の第六、第七点）。この点について、一六八一年九月一五日の帝国具申（文書(五)）は、クライスと並んで等族にも言及し、各々のクライスや等族が、自ら割当分の兵員を提供する方法と、他の武装した同僚等族の兵員を借用する方法の、どちらを選択するかについては、それぞれのクライスや等族の自由な意志に委ねるとしている。

そもそも、軍徴募の基本単位をクライスとして下位分配を行う場合、複数のクライスに所属する武装等族が、常備軍をそれぞれのクライスでの自己の割当分に従って分割して提供するということは非常に困難であり、本来なら彼らの激しい反発が予想されるところである。しかしながら結局、「帝国軍制」においては武装等族からの抗議や留保が明文で示されないまま原則として合意に達しているのであるが、その主要な理由がここに示された選択肢にあると考えられる。というのは、「武装等族の常備軍からの貸与」とは、実際には金の支払いと引き替えに、クライスあるいは非武装等族の割当兵員徴募の任務を皇帝や武装等族が「代行する Vertreten」ことにつながり、これは即ち、皇帝・

武装等族の常備軍の費用の一部を帝国防衛の名目でクライスや非武装等族に適法的に負担してもらえる可能性を示しているからである。[12] ただし、この方法を採用するかどうかはそれぞれのクライスや等族の意志に委ねられ、選択の自由が擁護されている。こうした決定は、皇帝・武装等族・非武装等族の権力関係と密接に結びつくものである。これまでにも帝国防衛を理由に、武装等族が非武装等族に負担を直接要求しそれを自己の常備軍の維持に当てるという方法が慣例化しており、しかもその規模が往々にして帝国台帳に記された負担を遙かに越え、ほとんど恣意的なものとなっていたため、非武装等族にとっては自己の地位を根本的に脅かすものとなり、この問題の規制が求められていたのであった。「帝国軍制」において、クライスが皇帝・武装等族の常備軍と一定の関係を持つことを認める場合、等族各自の割当分の提供方法を自由に選択する権利は、非武装等族が武装等族と皇帝に対して、主体性を確保する上でも重要である。こうした主体性を前提に、クライスを仲立ちとして、武装等族や皇帝からの負担要求に一定の枠をはめることが意図されていると考えられる。

なお、一六八二年三月一六日の帝国具申（文書(一三)）においては、帝国防衛の負担をめぐる帝国等族とその臣民の間の関係に触れた点が注目される。そこでは、「何人かの臣民が帝国やクライスの税から逃れようとしたときには、その者達は、裁判所の門前で退けられるべきで、彼らの訴えについて言い分を聞かれるのではなく、彼らの領邦君主、領主、上級権者を、役に立つ貢献によって従順に援助することを義務付けられるべきである」として、帝国等族に、その臣民に対し帝国防衛を理由に一定の負担を要求する法的根拠を与えている。これは、帝国等族にとって領邦君主権力強化の手段となるものであると理解することができるが、ただしこの決定が帝国等族、とりわけ武装等族の希望に全面的に添うものであったかどうかという点については留保が必要である。[13]

（五）「帝国軍制」と皇帝

「帝国軍制」の枠組みを把握する上で注意しなければならないのは、四〇〇〇〇人の徴募を決定した最初の帝国具申（文書(一二)）における「皇帝陛下から、まさしくその目的のために提供し、維持することを申し出られている兵員に並んで」という語句が示しているように、この四〇〇〇〇人の帝国軍は、皇帝自らが徴募する皇帝軍とは本来区別されるものだということである。その際オーストリア・クライスの扱いが問題となるところであるが、この点については後に皇帝側が態度を表明している（文書(七)）。この中で皇帝は、必要な場合にはオーストリア・クライスの本来の割当額である八〇二九人を自主的に九〇〇〇人まで増大させるとして前向きな姿勢をまず示す。ただし続けて、「これは全て自由意志に由来するものであり、他の事件において、上述のオーストリア・クライスや陛下の他の諸ラントに対し、何らかの責任或いは不利益として引き出されない」と留保をつけている。さらに、そもそも先の八〇二九人についても、増やされた九〇〇〇人についても、残りの帝国軍と「合同」はするが常に独自の指揮権を留保するという立場を強調している。これはつまり、ここで承認する八〇二

九人ないし九〇〇〇人の軍については、形式上はクライス軍として帝国軍を構成しつつも、実際にはそれ以外の帝国軍に対してある程度自律的な皇帝軍に属するものとして、指揮権を留保しておくという立場を示したものである。またこれと関連して、一六八二年四月一五日の皇帝委任官教書（文書(文書一四)）においては、帝国軍事金庫に対する「オーストリアの免属 Oesterreichische Exemption」を主張し、自らの皇帝軍に関して特別に行動し自由に裁量する権利を既に初めから留保しているので、それに伴って皇帝の軍事金庫もまた帝国軍事金庫から自ずと分離することになる、と述べ、皇帝軍の帝国軍に対する指揮権上の自律性を財政の分野でも貫徹する意向を示している。これらのことは、「帝国軍制」の枠組みに対して一定の自由を確保しつつ関与しようとする皇帝側の姿勢を明確に示している。皇帝は、「帝国軍制」に基づく共同の安全保障の傘下に入りつつも、自らの家領の軍隊に対しては指揮権と財政上の裁量権を常に留保しており、指揮に関しては皇帝の自由意志に従って帝国軍と合同する。しかし、その場合に問題となる中央での統率システムは、「帝国軍制」の中では明確化されていない。こうしたことは、結局実際の帝国戦争の場面で、徴募されたクライス軍に対し皇帝の指導力の発揮を許容する結果になるものと思われる。[14]

結びにかえて

「帝国軍制」はそれ自体では制度として断片的で未完成である。確かに弱小等族が集中する帝国西南部の諸クライスにおける軍事組織の発展に基盤を与えたとはいえ、到底帝国全体を包括する統一的で体系的な軍事制度の実現を可能にするものではなかったといわなければならない。しかしもともと、統一的で体系的な制度を中央から定めて、それに従わせるということは、この時期の帝国の実情からいってそぐわないもので、かえって機能しないのではないだろうか。むしろ、多様な利害の存在を前提にして、どう折り合いをつけ、どのように協力するのかという点に努力が向けられていると考えることが重要だと思われる。つまり「帝国軍制」は、一七世紀後半の深刻な危機の中で、皇帝と帝国等族が個別の利害を超えて共同防衛のために協力する必要に迫られたときに、最低限合意できた利害の均衡点を示したものと理解できるのである。そこで残された曖昧さは、多様な利害を臨機応変に調整していくためにむしろ必然的に生じたものであると考えられる。それゆえ、今後はこの「帝国軍制」の決定が各クライスのレベルで現実にどのように処理されたのか、そして帝国戦争を実際にどのようにして遂行したのかを検討する中で、これらの利害調整過程を明らかにしてゆくことが課題となる。その際、特にクライスでの下位分配のあり方の問題、皇帝や武装等族による「代行」の問題、実際の体制づくりの場面での皇帝の役割等に焦点を当てる必要があるだろう。

註

(1) ここで四〇〇〇〇人と六〇〇〇〇人という数字は、前者が平時の数で、後者が戦時の数として定められているというよりも、とりあえず今すぐに徴募されるのが四〇〇〇〇人で、状況の先鋭化に従ってさらに二〇〇〇〇人の増強までは認めるということを示したものと考えられる。もっとも、その後皇帝側から

四〇〇〇人では足りないので追加の二〇〇〇人の徴募の実行を帝国議会で改めて決定するように再三求められているが（文書（七）（九）（一四））、帝国議会では結局その決定にまでは至らなかった。

（2）パプケは、「帝国軍制」の特徴として、権限・管轄・権利・義務、あるいは個々の権力が法的に一義的に規定されておらず、政治的イニシアチブ、権力、交渉能力、法制度の解釈に比較的多くの余地を残している事を指摘し、一例として、「帝国軍制」を常備的軍隊と見なすべきか、それとも単に切迫した帝国戦争のための軍の徴募を定めたと見なすべきか、それぞれ異なる意見が存在することを挙げる。Papke, "Von der Miliz zum Stehenden Herr", S.242. 「帝国軍制」の制定をもって帝国における常備軍の成立と見なしたものとして、例えば、Wenkebach, *Bestrebungen zur Erhaltung*, S.85, 102；Wunder, "Die Kreisassoziationen", S.178-179 が挙げられる。これに対し、期限付きで決まった目的のものであったことを強調したものとして、H. Neuhaus, "Das Problem der militärischen Exekutive", S.310；P.-Ch. Storm, *Der Schwäbische Kreis als Feldherr*, S.102-103, Anm.11がある。

（3）この点についてイェーンスは、地理的な規模に従って行われたと主張している。Jähns, "Zur Geschichte der Kriegsverfassung," S.135.

（4）三〇〇〇人を六年間徴募することを決めた先の一六六九年の決定の際にも、クライス毎に提供すべき兵員が配分されたが、大半のクライスは全体量の十分の一である三〇〇人を一律に割り当てられている。Pachner von Eggenstorff, *Vollständige Sammlung*, Teil 1, Nr. CCXL. Reichs-Gutachten, S.404-406.

（5）Jähns, "Zur Geschichte der Kriegsverfassung," S.445；Weigel, *Die Kriegsverfassung des alten Deutschen Reiches*, S.56.

（6）Wenkebach, *Bestrebungen zur Erhaltung*, S.78, Anm.259.

（7）山本『近世ドイツ国制史研究』一〇九―一一四頁。

（8）Weigel, *Die Kriegsverfassung des alten Deutschen Reiches*, S.56；Wenkebach, *Bestrebungen zur Erhaltung*, S.76. ヴェンケバッハは、この決定を指して、中世的軍制から近代へと決定的な一歩を踏み出したとして高く評価する。

（9）非武装等族の利害の擁護という点に、「帝国軍制」制定の最大の意義を見るものとして代表的なのは、Aretin, *Das Reich*, bes.S.184-193；ders., *Das Alte Reich*, bes.S.286-297；Schindling, *Die Anfänge des Immerwährenden Reichstags*, bes.S.208-215；渋谷「永久帝国議会とクライス制度」、同「永久帝国議会」。

（10）シンドリングは特にこの点に注意を促している。クライスが独自の財政基盤を獲得することにより、クライスの自律的な行為能力はよりいっそう高まることになるからである。Schindling, *Die Anfänge des Immerwährenden Reichstags*, S.211.

（11）ヴェンケバッハもこの点を疑問としているが、ただし後のスペイン継承戦争の時には、帝国軍事金庫への支払いは明確にクライスの義務とされていた、と述べている。Wenkebach, *Bestrebungen zur Erhaltung*, S.81, Anm.269.

（12）フェスターは、この提案の内容を、クライスの代行をしようとする皇帝側の意図が現れたものと理解している。Fester, *Die armierten Stände*, S.29-30. 皇帝や武装等族による非武装等族の軍事的義務の「代行」については、現時点では不明な点が多く今後の課題としたい。他にこの問題に言及した文献として、A. Hanschmidt, "Kurbrandenburg als Kreisstand im Niederrheinisch-Westfälischen Kreis vom Westfälischen Frieden bis zum Spanischen Erbfolgekrieg," in: O. Hauser (Hrsg.), *Preußen, Europa und das Reich*, Köln 1987, S.47-64；H. Schilling, *Höfe und Allianzen. Deutschland 1648-1763*, Berlin 1989, S.117-125が挙げられる。シリングによれば、「帝国軍制」以降、大等族が小等族の「帝国軍制」における割当分を「代行」するという慣行が形成されていく。これは大等族にとっては二重の意味で利点があった。一つは、「代行」された小等族から、定期的に「代行金」が支払われ、またその小等族の領地内で、兵士の徴募も行い得たということから、軍事的・財政的に利益があったという点。もう一つは、「代行」されている小等族の集団から次第に「代行」している大等族の政治的クリエンテルが生じ、帝国及びヨーロッパのレベルで覇権的勢力をふるえるという点である。そしてこれを最も有効に利用して台頭したのがブランデンブルクであったという。Schilling, *Höfe und Allianzen. Deutschland 1648-1763*, S.122.

（13）この点については、一六五四年のいわゆる「最後の帝国最終決定（JRA）」の第一八〇条の拡大解釈をめぐって生じた論争にも注意を払うべきであろう。この問題に関する詳細は、渋谷「永久帝国議会」三九―四一頁を参照。

（14）徴募されたクライス軍を中央でコントロールするシステムに関わる事項、特に最初の皇帝提案でも挙げられていた将官任命問題と軍規の問題は、「帝国軍制」においては結局未解決のまま残された。このことはアンガーマイアーに見られるように、しばしば「帝国軍制」の欠陥、あるいは皇帝の政策の限界という観点からのみ言及される傾向にある。Angermeier, "Die Reichskriegsverfassung," S.446-447. しかしこの問題は、帝国首長としての皇帝の最高指揮権の問題にも関わることであり、早急な結論を出してしまうことを皇帝側が回避しようとしたのではないかという考え方もできる。この問題に関しては、H・ノイハウスの次のような見解が注目される。軍制問題に関する最初の帝国具申の提示より前に、皇帝が主席委任官にあてた指示書の中で、将軍選出問題での等族との意見の不一致を容認するように指示していることから、皇帝側ははじめからこの問題において必ずしも明確な決定を追求していなかったとし、むしろ最高指揮権に関わる事柄に関して何らかの等族の参与が帝国決定の形で明文化されることを避けたのだと述べている。Neuhaus, "Das Problem der militärischen Exekutive," S.312-313.